

令和7年度 第2回 南大隅町議会定例会4月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 7年 4月 28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 7年 4月 28日

開 議 令和 7年 4月 28日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 肥後玄十議員	6番 森田重義議員	10番 松元勇治議員
2番 平瀬十助議員	7番 水谷俊一議員	11番 大坪満寿子議員
3番 上之園健三議員	8番 津崎淳子議員	12番 浪瀬敦郎議員
5番 後藤道子議員	9番 田中明郎議員	13番 木佐貫徳和議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：（2番）平瀬 十助 議員 （3番）上之園 健三 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 局長 （書記）平瀬戸 ゆかり 書記
 （書記）木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑 博 町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	浪瀬 哲也 課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	古殿裕一郎課長	税 務 課 長	戸島和則課長
支 所 長	馬場修一支所長	町民保健課長	百枝千尋課長
会 計 管 理 者	佐藤ひとみ課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	総務課総務係長	原 琢 磨 係 長
建 設 課 長	下大川司課長	総務課財政係長	若松勝男係長
デジタル推進課長	柴田智明課長		

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和7年 4月 28日 午後 1時28分

議 事 日 程

(第1号)

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 議長の選挙について

(第1号の追加1)

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 審議期間の決定
日程第 5 副議長の選挙について
追加日程第 1 議席の一部変更について
日程第 6 常任委員の選任について
日程第 7 議会運営委員の選任について
日程第 8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙
日程第 9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙
日程第 10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙
日程第 11 承認第1号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
日程第 12 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件
日程第 13 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件
日程第 14 議員の派遣について

▼ 臨時議長の紹介及びあいさつ

議会事務局長（黒木秀局長）

議会事務局長の黒木です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の浪瀬敦郎議員をご紹介申し上げます。

浪瀬議員、よろしく願いいたします。議長席へ着座ください。

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

ただいま紹介されました浪瀬でございます。

地方自治法の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

▼ 開 会

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

ただいまから、令和 7 年度第 2 回南大隅町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号により取り進めます。

▼ 日程第 1 仮議席の指定

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

▼ 日程第 2 議長の選挙について

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議場を閉める ）

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に、1番 木佐貫徳和議員、及び、2番 平瀬十助議員を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

皆さん、投票用紙の配付漏れはありませんか。よろしいでしょうか。

「なし。」 という者あり

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(点呼 ・ 投票)

議会事務局長（黒木秀局長）

それでは、氏名記載のほうはよろしかったでしょうか。

それでは順番にお呼び申し上げます。

1番 木佐貫徳和議員、2番 平瀬十助議員、3番 上之園健三議員、

5番 後藤道子議員、6番 森田重義議員、8番 津崎淳子議員、9番 田中明郎議員、

10番 松元勇治議員、11番 大坪満寿子議員、12番 水谷俊一議員、

13番 肥後玄十議員、最後に、臨時議長 浪瀬議員に投票いただきます。

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

投票漏れはございませんか。

「なし。」 という者あり

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

木佐貫徳和議員、及び、平瀬十助議員、開票の立会いをお願いいたします。

（ 開票 ）

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 8 票、無効投票 4 票のうち、有効投票のうち、木佐貫徳和議員 6 票、森田重義議員 1 票、松元勇治議員 1 票、白票 4 票というとおりでございます。

この選挙の法定得票は 2 票でございます。

したがって、木佐貫徳和議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（ 議場を開く ）

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

ただいま、議長に当選されました、木佐貫徳和議員が議長におられます。

会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

[議長 木佐貫 徳和 議員 登壇]

議長（木佐貫徳和議員）

ただいま、議員各位のご推挙により、南大隅町議会議長に選任いただきましたこと感謝申し上げます。

誠に光栄に存じますとともに、その責任の重さを深く感じている次第でございます。

私は、町民の負託に応えるべく、誠意を尽くし万事にあたり、公正・公平を旨として、二元代表制の一方の担い手として、議会の円満なる運営を図り、町政の益々の進展と地方自治発展のために、最善の努力をいたす所存でございます。

ここに議員各位の一層のご支援並びにご指導とご協力を賜りますようお願いいたします。就任のご挨拶をいたします。

臨時議長（浪瀬敦郎議員）

それでは、木佐貫議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

10:14

～

10:16

議長交代（第1号の追加1 議事日程配付）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き再開します。

これからの議事日程は、お手元に配付しました追加議事日程のとおりであります。

▼ 日程第1 議席の指定

議長（木佐貫徳和議員）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

▼ 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（木佐貫徳和議員）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、2番 平瀬十助議員、3番 上之園健三議員を指名します。

▼ 日程第3 会期の決定

議長（木佐貫徳和議員）

日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、南大隅町議会定例会の回数に関する条例第3条の規定によって、本日から令和8年3月31日までの338日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

よって、定例会の会期は、本日から令和8年3月31日までの338日間に決定しました。

▼ 日程第4 審議期間の決定

議長（木佐貫徳和議員）

日程第4、審議期間の決定の件を議題とします。
4月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、4月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第5 副議長の選挙について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第5、副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（ 議場を閉める ）

議長（木佐貫徳和議員）

ただいまの出席議員は、12人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に、3番 上之園健三議員、及び、5番 後藤道子議員を指名します。
それでは投票用紙を配ります。
念のために申し上げます。
投票は単記無記名です。

（ 投票用紙配付 ）

議長（木佐貫徳和議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。
立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱の点検)

議長（木佐貫徳和議員）

異状なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。

(「何か入った。」との議席から声あり。(点検中))

(議長の点検)

議長（木佐貫徳和議員）

異状なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(点呼 ・ 投票)

議会事務局長（黒木秀局長）

皆さま、記載のほうはよろしかったでしょうか。
それでは読み上げますのでお願いします。
2番 平瀬十助議員、3番 上之園健三議員、5番 後藤道子議員、
6番 森田重義議員、7番 浪瀬敦郎議員、8番 津崎淳子議員、9番 田中明郎議員、
10番 松元勇治議員、11番 大坪満寿子議員、12番 水谷俊一議員、
13番 肥後玄十議員、最後に、木佐貫議長に投票いただきます。

議長（木佐貫徳和議員）

投票漏れはありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
これから開票を行います。
上之園健三議員、及び、後藤道子議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議長（木佐貫徳和議員）

選挙の結果を報告します。
投票総数 12 票、有効投票 8 票、無効投票 4 票です。
有効投票のうち、浪瀬敦郎議員 8 票、以上のとおりです。
この選挙の法定得票は 2 票です。
したがって、浪瀬議員が副議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

（ 議場を開く ）

議長（木佐貫徳和議員）

ただいま、副議長に当選されました、浪瀬議員が議場におられます。
会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
当選人の発言を求めます。

[副議長 浪瀬 敦郎 議員 登壇]

副議長（浪瀬敦郎議員）

ただいま、選挙におきまして、南大隅町議会副議長としての大役を引き受けることになりました。
微力ではありますが、町民の負託に応えるべく、誠心誠意頑張る所存でございますので、各位のご指導、ご協力方よろしくお願いいたしまして挨拶といたします。
ありがとうございました。

議長（木佐貫徳和議員）

暫時休憩します。

10 : 27
～
10 : 33

（ 追加日程第 1 配付 ）

議長（木佐貫徳和議員）

再開します。

▼ 追加日程第 1 議席の一部変更について

議長（木佐貫徳和議員）

お諮りします。
議長、副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題としたいと思っております。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議席の一部変更を行います。

今回、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

7番 浪瀬敦郎議員の議席を12番 水谷俊一議員と、1番 木佐貫徳和議員の議席を13番 肥後玄十議員と、それぞれ変更をします。

それでは、ただいま指定しました議席にそれぞれお着き願います。

暫時休憩します。

10 : 34

～

10 : 35

（ 議席・標柱の入れ替え ）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

▼ 日程第6 常任委員の選任について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっています。

よって、議長としては、議員の経験年数や地域性、そのほか定数等を鑑みて調整し、まず、総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の構成を決定し、その後、広報広聴常任委員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

暫

時休憩します。

10 : 36

～
10:47

(常任委員の選任協議)
(総務民生常任委員会・教育産業常任委員会 構成表作成 配付)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

総務民生・教育産業、両常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、総務民生・教育産業、両常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長、副委員長を互選していただきたいと思います。

場所を、総務民生常任委員会は全員協議会室、教育産業常任委員会は委員会室と定め、直ちに招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

10:50
～
11:05

(総務民生常任委員会 正・副委員長互選 全員協議会室)
(教育産業常任委員会 正・副委員長互選 委員会室)
(広報広聴常任委員会委員の選任及び監査委員の選任)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長は次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務民生常任委員会 委員長に平瀬十助議員、副委員長に森田重義議員、教育産業常任委員会 委員長に津崎淳子議員、副委員長に大坪満寿子議員、

以上のとおりであります。

暫時休憩します。

11:06

～

11:07

(広報広聴常任委員会構成表作成・配付)

議長（木佐貫徳和議員）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから広報広聴常任委員会の委員長、副委員長を互選していただきたいと思います。

直ちに、広報広聴常任委員会を全員協議会室に招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

11:08

～

11:17

(広報広聴常任委員会 正・副委員長互選 全員協議会室)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に後藤道子議員、副委員長に水谷俊一議員、以上のとおりであります。

暫時休憩します。

11:18

～

11:19

(議会運営委員の選任協議)

(構成表の作成・配付)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第7 議会運営委員の選任について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員会の場所を全員協議会室と定めます。

なお、同条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっています。

暫時休憩します。

11:20

～

11:33

(議会運営委員会 正・副委員長互選 全員協議会室)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に水谷俊一議員、副委員長に後藤道子議員、以上のとおりであります。

暫時休憩します。

11:34

～

11:45

(一部事務組合議員の選任協議 全員、全員協議会室へ)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第8 大隅肝属広域事務組合議会議員

議長（木佐貫徳和議員）

日程第8、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第6条第2項の規定によって、本町議会からは、2人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議員に、肥後玄十議員、大坪満寿子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、肥後玄十議員、大坪満寿子議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました肥後玄十議員、大坪満寿子議員が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅肝属広域事務組合議員に当選されました、肥後玄十議員、大坪満寿子議員が議場におられます。

会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

肥後玄十議員、大坪満寿子議員、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

[1 番 肥 後 玄 十 議 員 登 壇]

1 番（肥後玄十議員）

ただいま、指名推選により、議員各位から賛同いただき、大隅肝属広域事務組合議会議員として大役をお引き受けすることになりました。

清掃センターから火葬場及び介護保険関係まで、幅広い内容ではありますが、意欲を持って取り組んでまいりますので、各位のご指導、ご協力をお願いしまして承諾の挨拶といたします。

[1 1 番 大 坪 満 寿 子 議 員 登 壇]

1 1 番（大坪満寿子議員）

同じく、大隅肝属広域事務組合議会議員としての要職を一生懸命努めてまいります。議員各位のご協力をお願いし、承諾の挨拶とします。

▼ 日程第 9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 9、大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第 5 条第 2 項の規定によって、本町議会からは、2 人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に、森田重義議員、松元勇治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、森田重義議員、松元勇治議員を、大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、森田重義議員、松元勇治議員が、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました、森田重義議員、松元勇治議員が議場におられます。

会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

森田重義議員、松元勇治議員、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

[6 番 森田 重義 議員 登壇]

6 番（森田重義議員）

ただいま、指名推選により、議員各位から賛同いただきました大隅肝属地区消防組合議会議員として要職をお引き受けすることになりました。

微力ではございますが、町民の負託にこたえるべく誠心誠意頑張る所存でございます。

各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして承諾の挨拶とさせていただきます。

[10 番 松元 勇治 議員 登壇]

10 番（松元勇治議員）

同じく、大隅肝属地区消防組合議会議員として誠意努力してまいります。

各議員のご協力をお願いし、承諾の挨拶といたします。

▼ 日程第10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙

議長（木佐貫徳和議員）

日程第10、南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第5条第2項の規定によって、本町議会からは、2人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南大隅衛生管理組合議会議員に、田中明郎議員、浪瀬敦郎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、田中明郎議員、浪瀬敦郎議員を、南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、田中明郎議員、浪瀬敦郎議員が、南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました、田中明郎議員、浪瀬敦郎議員が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

田中明郎議員、浪瀬敦郎議員、当選承諾及び挨拶をお願いします。

[9番 田中 明郎 議員 登壇]

9 番（田中明郎議員）

ただいま、指名推選により、議員各位から賛同いただき、南大隅衛生管理組合議会議員として大任を引き受けることになりました。

衛生管理組合の状況を把握しながら、住民生活の更なる環境整備ができるよう精一杯努力してまいります。

各位のご指導、ご協力をお願いいたします。

[12 番 浪瀬 敦郎 議員 登壇]

12 番（浪瀬敦郎議員）

同じく、南大隅衛生管理組合議会議員として使命感を持って努めてまいります。

議員各位のご協力をお願いし、承諾の挨拶といたします。

議長（木佐貫徳和議員）

休憩します。

11 : 57

～

12 : 00

13 : 00

～

13 : 19

（ 執行部入室・自己紹介(執行部・議員) ）

（ 全員協議会（議案内容説明） ）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

▼ 日程第11 承認第1号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第11、承認第1号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

承認第1号は、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認に

ついてであります。

本件は、令和7年4月13日執行、南大隅町長、町議会議員選挙に係る経費の執行について、去る4月7日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、77億1千5百13万5千円としたものであります。

歳出予算では、選挙事務に係る報酬を計上し、歳入予算では、所要の財源として繰入金計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

13：22
～
13：22

（ 戸島税務課長 退出 ）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第 12 同意第 1 号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 12、同意第 1 号、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

同意第 1 号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本件は、本町の固定資産評価員に、南大隅町根占川南 644 番地 1、戸島和則氏を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

町長（石畑博町長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数 （全員起立）

議長（木佐貫徳和議員）

起立多数です。

したがって、同意第1号、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

13：24

～

13：24

（ 戸島税務課長 入室 ）

（ 地方自治法第117条 除斥 上之園議員 退出 ）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第13 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第13、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

同意第2号は、監査委員の選任について同意を求める件についてであります。

本町の監査委員に、南大隅町佐多伊座敷3269番地1、上之園健三氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（木佐貫徳和議員）

起立多数です。

したがって、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

13：26

～

13：26

（ 上之園議員 入室 ）

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第14 議員派遣の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりだと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議がありませんので、そのように決定いたします。

お諮りします。

ただいま議決されました、議案の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

▼ 散会

議長（木佐貫徳和議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

令和7年度第2回南大隅町議会定例会4月会議を散会します。

散 会 : 令和7年 4月28日 午後 1時28分